

## 申請者について

足立区不燃化特区内における特別な支援実施要綱に基づく【不燃化建替えの助成・老朽建築物の除却助成・防災生活道路沿道の不燃化助成・固定資産税等の減免申請に係る防災上危険な老朽建築物の認定等・専門家の派遣】について、本物件の申請者は下記のとおりである。

- 個人
- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者である会社

(主な事業) .....

(従業員数) .....

※「不燃化建替えの助成」の場合は記載してください。

- 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号の宅地建物取引業者ではありません。

- 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号の宅地建物取引業者ですが、建替え後の建築物は販売を目的としたものではありません。

<備考> .....

.....

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

申請物件所在地 \_\_\_\_\_